〇出 め 入 る件 国 管 理 (平成) 及び難民 二年五月二十四 認定法第七 条第一 日法務省告示第百三十一号) 項第二号の規定に基づき同法 別 表 第 0) 五. \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 下 欗 掲 げ Ź 活 動

を

最近改正 令和七年二月十七日法務省告示第三十四号

定に基づき、 出 玉 管理 及 同 び 法別 難 民 認 定 法 0) 昭昭 五. \mathcal{O} 和二十六年政令第三百十 表 0 下欄 に掲げる活 動であら -九号。 かじめ定めるものを次のとおり定 以下 法」 という。 第七条第 8 項 第 る 号の

- 規 して雇用された十八歳以 別 表第 一に掲 げ る外! 表第 玉 Ĺ 人に当該 の者が、 外国 当 該雇 人 がが 使用 用 した外国 する言語に 人の家事に従事する活動 より 日常会話を行うことができる個 人的 使用 人と
- る活 して雇用された十八歳以上の者が 別表第二に掲げる外国 動 人に当該外国 月額二十万円以上の 人が使用する言語により 報酬を受けて、 日常会話を行うことができる個 当該雇用した外国人の家事 人的 に 使用 従 人と

<u>ー</u>の <u>ー</u> 用人として雇用された十 であ 報酬 する外国人 か 場合に て一年以上その者に個 るものに限る。 0 その者の 年 申請 額 あっては 人以外に家事 (以 下 その 転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同 「高度専門) に当該 配 その 偶 者が 使用 八歲以 者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に 人的使用· 職外国 人を雇用 受ける報酬 高度専門職外国 Ĺ 一の者 人として雇用されている者、 用 人」とい L (当該 の年 7 1 、 う。 高 ない 人 額とを合算 度専門職 が使用する言語) (申: 法別. 表第 1 外国 請 た額 \mathcal{O} *(*) 時 人と共に本邦 当該 点にお により日常会話を行うことができる個 以 \mathcal{O} 高 下 表 度専 7 \mathcal{O} 「世帯. て、 高 門職 に転居する場合にあっては 居してい 度専門職 当 個 年 外国 収 該 人的 高 i使用· という。 度専門職 た親 人と共に本邦に \mathcal{O} 在 留資格 族に個 人とし 外 て雇 が 玉 をも 的 千 が 使用 用 転 方 0 円 受 居し 7 人的 げ 継続 以 在 使 Ź

が、 十六条の して 雇 月額二十万円以上の報酬を受けて、 用されて 規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。)することが予定されてい ている者であっ て、 当該高度専門職 当該高度専門職外国人の家事に従事する活動 外 国 人の負担にお いてその者と共に 本邦 るも か ら出 の に 玉 限る。 (法第二

<u>一</u>の 三 該高度専門職: 行うことができる個 次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を 外国 人の家事に従事する活 人的使用人として雇用された十八歳以上の 動 う者が、 月額二十万円以上の報酬を受けて、

イ こと。 同 条第三 金融商品 |項に規定する投資助言・代理業又は同条第四 取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二十八条第二項に規定する第二 項に規定する投資運用業に係る業務に 一種金融 従 商 事 品 取 てい 引 業、

口 当該高度専門職外国 人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

(2)(1)三千万円以上 申請 人以 外に家事使用 人を雇用してい ない又は申請 人以外に雇用してい る家事 使用-人

数が 一人であること。

千万円以上三千万円未満

申請·

人以外に家事

使用人を雇用していないこと。

二の四 該高度専門職外国人の家事に従事する活動 行うことができる個 次の いずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職 人的使用人として雇用され た十八歳以 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 者 が 外国人が使用する言語により日常会話を 月 額二十万円以 上 \mathcal{O} 報酬 を受け

特別 高 度 人 材材 \mathcal{O} 基 一準を定める省令 (令 和 五年法務省令第二十五号) の基準に適合してい る者であるこ

کی

口 (1)当 該高 三千万円 度専門職 未満 外国 申 請 人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定め 人以外に家事使用 人を雇用していないこと。 る要件に該当すること。

(2) \mathcal{O} 数 が 千 万 人 円 で 以 あ 上 る こと。 申 請 人 以 外 家 事 使 用 人 を 雇 用 7 1 な 1 又 は 申 請 人 以 外 に 雇 用 L 7 1 る家 事 使 用 人

几

 \equiv

五

が、 定す 和 府、 ル IJ 玉 食店営 \vdash 風 共 玉 デ ド 政 香 並 駐 台 日 項 俗 府 港 湾 ス 共 日 び H 和 政 本 É 業 <u>~</u>° 若 風 営 に 府 IJ 本 パ 玉 12 和 特 玉 日 1業等 当該 .規定, 規 俗営 若し イン テ 本 が 文 関 别 政 レ 政 玉 L ,営ま 化 Š 関 定 府 府 ス す 政 行 業 及び チナ す 王 Ź は 府 \mathcal{O} 活 政 及 \mathcal{O} 係 る映 れ 玉 区 協 規 動 T は 目 ル 75 才 総 無 リト 制 を 政 ク 政 会 7 同 日 北 ル イ 本 行 代 像 **\ 条 及 ゼ 府 センブル 府 店 本 ス \mathcal{O} 部 国 ス 送信 る営業 第 び う 玉 ラ T 本 ン 1 表 舗 T 政 チ 六項 業務 ニア た に チ 邦 型 エ 1 ラ 部 府と IJ 型 お \mathcal{O} 8 ル ル 電 エ ル \mathcal{O} 12 共 ウ ラ 職 事 性 12 け 話 所 \mathcal{O} 共 玉 コ ク大公国 T 大韓民国 異 É Ź 共 員 風 適 和 政 務 規 和 政 工 必 定す 府と F 俗 お 要 府 性 和 又 正 玉 玉 所 紹 化 特 7 な 般 は \mathcal{O} 政 玉 政 王 連 る店が 殊営業 て行う 等に 介営業 合 当 府 政 旅 的 \mathcal{O} 政 府 玉 職 政 間 府 該 な 若 府 員 行 政 王 ユ 府、 関 生 舖 に 資 \mathcal{O} 府 職 又 L 工 玉 する法 スウェ に ŧ 型 金 活 < 協 員 は 対するワ ス 政 ジ フランス共 を補 . 様式 定又は 当該 従 \mathcal{O} 性 は 1 府 同 ス チリ = 条 又 風 ラ 同 事 口 第 は を] T す 俗 律 バ T 職 う 理 デン た 共 ワ] キ F 員 九 共 1 \mathcal{O} 同 特 · 条第· 昭 項に 殊営業若 8 解 + ア 和 和 لح 世 ル 政 和国 王国 ラン 必 ング 共 同 和二十三年 す # 府 帯 \mathcal{O} 玉 玉 るた 規定、 要 ン 和 七 政 を 政 に 政 頃に グ な 政 府、 府 玉 F カナ 属 \mathcal{O} 府、 府、 ホ う。 す L 範 8 لح • 政 政 す 世 リデー る家 る 規 < 本 ホ 府、 ダ 帯 \mathcal{O} 府 用 オランダ ポー 店 定す は 法 邦 リデ フィ 政 12 内 間 下 舗 律 オ デン 府 族 属 同 12 \mathcal{O} \mathcal{O} ランド る無店 第百二 に関い 条第] 同 型 報 お 協 ンラン する家族 \mathcal{O} 電 子子 王 力 に F 1 ス 7 構 を受け 覚 関 ける 1] 話 + 7 玉 1 成 共 舗 十二号) ド 政 IJ Ÿ É す 書 異 ク 定 型性 項に る日 和 性 Ź 連 を除 共 府 王 کے \mathcal{O} \mathcal{O} 国 Ź 邦 構 紹 期 規 和 H. 共 玉 に規定する 政 定 風 活 間 本 玉 書 ウ 和 政 共 て 成 介営業若 第二条第 府 俗 員 玉 政 玉 動 \mathcal{O} \mathcal{O} ル 府 和 \mathcal{O} 特 政 グア 適 府 政 休 ワ 玉 活 (風 る 暇 用 府 府 殊 中 政 を過ご を受 とポ ラト 営 特 俗 丰 1 華 府 7 業 定 営 ガ 東 T \mathcal{O} グ 項 業 げ IJ 方 游 ビ は ル 1 民 グ 活 に す 興 共 る T ス 共 同 同 活 \vdash 動 ラ 飲 共 和 ガ 政 和 ホ

す

る

るも

五. 受け の <u>-</u> 給を受けた者が 日 本 る活 期 玉 間 領 别 事官等をいう。 表第三に掲げる 動 休暇を過ごす活動 風 俗営業 日本文化 活 以 要件 動 を除 及び 下 並 同 \mathcal{O} びに当 日本国 ľ 7 ずれ \mathcal{O} 一該活動を行うために必要な旅行資金を補うため に にも該当するも 査 おけ 証 る 一 同 般的 表に な生活様式を理解す お \mathcal{O} とし V 7 て日 ヮ ĺ 本 キ 玉 ング 領 事 るため、 ·官 等 ホ リデー (法第二 本 邦 必要な範 査 条第四号に に 証 お لح 1 て 一 囲 う。 内 年を \mathcal{O} 規 報 定 超 する \mathcal{O} 幡 え 発

スポ に 雇 オリンピッ 用 され ツ \mathcal{O} たも 振 ク大会、 興 及び・ のが、 水 その 世界選手権大会その 準 \mathcal{O} 機 向 関 上 \mathcal{O} 等のために月 ために行うアマチュ 他 額 \mathcal{O} 国 際的 + 五 アスポ 万円 な競技会に出場したことがある者で日 以] 上 \mathcal{O} ツの選手として 報酬 を受けることとし \mathcal{O} 活 動 7 本 邦 本 0 \mathcal{O} 公 ア 私 7 チ \mathcal{O} ユ T

る国 前号に 本 外国 邦 際 \mathcal{O} 仲 弁 規定する活動を指定されて在留する者 公私 護士による法 裁 事 件の \mathcal{O} 機関、 手続等及 لح \mathcal{O} 律 事 契約に基づいて行うものを除く。) 務 び 国際 \mathcal{O} 取扱い等に関する法律 調停事件の手続につい の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常 (昭和六十一 ての 代理に係る業務に 年法律第六十六号) 報酬を受けて従 第九 十八 的 な 入条に 事 活 する 規 定

九 教育 機 修 業 関 を 国 行 年 لح \mathcal{O} 大学 限 \bar{O} う課 間 *の* \mathcal{O} 程 \mathcal{O} 学生 契約 分 12 \bigcirc 在 に基づき当該機関 籍 (卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在) を超え、 す る者を除 な 1 期間 く。) に限 内当 か ら報酬を受けて、一 該 機 る。 関) が、 の業務に 当該 従事 教 年を超え する 育 課 活 程 な \mathcal{O} 1 期間で、 部として、 かつ、 当該大学と本 籍する者 通算し (通 て当該 信 邦 ょ 公 る

日 本 玉 適 政 社 用 寸 を受ける者 府 法人若しく \mathcal{O} グレ が、 1 は ブリ 公益財団法 本 テン 邦 に お 及び北部 て — 社会福祉 年 ア を超えない イルランド 祉 法 韶 · 期間 · 連合王国政 和二 一十六年 国若 しく 府 法 に対するボランテ 律 は 第四十 地 方公 4世団 五号) 体 1 第二十二条に \mathcal{O} 機 ア 関 査 証 12 日 関 本 規 赤 す 定す る П

人又は る社 会福 独 <u>T</u> 祉 行 法 人 政 法 特定: 人通 非営利 則法 (平成 活動促進 十一 年法律 法 平 第百三号) 成 十年法律第七号) 第二条第一 第二条第二項に規定する特定 項に規定する独立 行 政 法 人に受け 非 営 利 入 活 動 法

れて行う福祉に係るボランティ

ア

[´]活動

十一 削除

者に対する授 る教育を行う課程 当該大学と本邦 外国の 大学の学生 業が 行 に在 わ \mathcal{O} 公私 れ 籍する者を除く。) (卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に な 7 の機関との 期 間 で、 間 か つ、 の契約に基づき当該 に限 三月を超えない る。)が、 その 機関 期 間 学業 内当 から報酬を受けて、 \mathcal{O} 遂行及び 該大学が指定 将 来 \mathcal{O} 当該大学に た当該機関 在籍する者 就業に資するも \mathcal{O} おけ 通 る当該 務 信 \mathcal{O}

事する活動

十四四 協会という名称で設立された法人をいう。 二千二十五年日 令和七年に開 前号に掲げる活動 本 催される二千二十五年日本国際博覧会(大阪 国際博覧会協会 を指定されて在留する者 (平成三十一)が適当と認めるものが、 \mathcal{O} 配 年一月三十日に 偶 者又は子として行う日 • 関西 一般社団法 |万博) 当該博覧会に係る事業に従事する 常 の関係者であって、 人二千二十五年日 的 な 活 動 本 公益 国 際 博 社 覧 寸

十五 共団 教育 5 を行っ 外国の 体 本 酬を受け 邦の が 中 実 う課 小小学校 (施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私 等教育学校、 大学の学生 程 て、当該大学における当該者に対する授業が行われない に 在籍、 (義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校 する者を除っ (卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程 特別支援学校 に限 専修学校又は各種学校において、 る。) が、 別表第四に掲げる要件 (義務教育学校の後期課程を含む。 期間で、 の機関との契約に 国際文化交流 \mathcal{O} か に在籍 1 つ、三 ずれ に に係る講 する者 月を超え 基づき当該 も該当す (通信 義を行 な Ź 地 機 に う活 関 期 ょ 方 る 間 カン 高

動

活動 師 協定 協定 節 師 より F 6 \mathcal{O} ネシア という。)の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事 免許 書 書 0) 通報された者が 経 とい 済上 面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間 規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私 面 協定 に (以下「看護師 、 う。 の連携に関 お V 研 てその者について指定された施設内において、 修機関」 第 編第六章 する日 保 免許」 健師助 という。)により受け入れられて行う 節 本国とインドネ という。)を受けることを目的として、インドネシア協定附 産師で 8 (b) の規 看護師法 シア 定に基づく書面 (昭和二十三年法律第二百三号)第七条第三項に規定する看 共和 国との 間 (以 下 知識 の協定附属 同法第五条に規定する看 の修得をする活 「インドネシア協定書 の雇用契約に基づき当該 書十 (以下「インド 動 又 は \mathcal{O} 機関 当該 護師 面 とい 属 インド 1 書第一編第六 ネシア協 (以 下 (以 下 シド · う。 -ネシア ネシア 「イン する 定附

機関 的として、インドネシア協定研修機関により受け入れられて行う知識 号)第三十九条に規定する介護福祉士となる資格 ア協定書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間 が協定 (以下 の業務に従事する活 インドネシア協定書 書面 「介護福 12 お 祉 1 士」という。) の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該 てその者につい 面により通報された者が、 て指定された施設内 (以下「介護福祉士資格」とい 社会福祉士及び介護福祉士法 において、 同法第二条第二項に規定する の修得をする活動 の雇用契約に基づき当該 . う。 (昭和六十二年法律 を取得することを目 又は 当該 デインド 介護 インド :第三十 福 ネシ 祉

配 経 偶者又は子として行う日常的 に基づき看護師としての業務に従事する活動 済上の 連 携 に関する日 本国とインドネシア共 にな活 動 を指定されて在留する者と同居し、 和 国 との 間 \mathcal{O} 協定 (以下「イン ドネシ カ ~つ、 ア協定」 その扶養を受 とい

十九 受ける配 (以 下 イン ドネシ 偶者又は子として行う日常的 「介護等」とい ア協定に基づき介護 . う。 0 業務 福 に従事 な活 祉 士とし 動 する活動を指定されて在留する者と同居し、 て社会福 祉 士 及 (び介護! 福 祉 士 法第二 一条第二 項に規定する カゝ つ、 その扶

十 知識 ン協定 ン実施 ン共和 ン協定 イリピ フ イ 経済-及 取 び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動 IJ 国 П 口上書に ピン 協定 上 政 上の 極第十条に基づき日本国政府がフィリピン共和 書に 府 協定研究 との間 連携に関する日本国とフィリピ \Box 上 お お ** \ いてその者について指定され の実施で てその者について指定された本邦 修機関」という。)により受け入れられて行う知識 とい 取極 う。)により通報された者が、 (以 下 「フィリピン実施取極」 ン共 た施設内に 和 国 \mathcal{O} との 公私の機関との 国政府に対して通報した本邦 看護 間の お 1 という。) 協定第十二条に基づく日本 て、 師免許を受けることを目的 看護! 間 師 の修得をする活 第九条に基づく口 の雇 の監督の 用契約 下で看護師として必要な に基づき当該フ 0) 動 又は当 公 ع ل 国 私 上 政 . (T) の府とフ 7 機関 該 (以 下 フ イ イ 1 イ (以 下 リピ リピ IJ IJ É

一 に係 その者に ピン協定 その者につい る研修として当該 フ つい イリピン協定口上書により通報された者が、 研 修 て指定され 機関 て指定され により受け 機 た本 関 た施 の業務に従事する 設 邦 入れられ 内 \mathcal{O} 公私 に お て行う. 1 \mathcal{O} 機関との て、 介護福 知 活 識 動 間 \mathcal{O} 修 祉 \mathcal{O} 得をする 介護福祉士資 雇用契約に基づき当該フィ 士 0 監督 活 0 下で介護福 動 又 格を取得することを目的 は当 該 祉 フ 1 士とし リピン リピン協定 て必要な 協定 口上 として、 \Box 知 上 書に 識 及 お び お 技 1 1 IJ 7 7

一 二 ピン協定 一労働 者に フィリピン協定 大臣 0 研 修 機関 7 \mathcal{O} 指定した学校並び 指定された社会福祉士及び介護福祉 により受け入れられて行う知識の修得をする活動 \Box 上書により通報された者が、 に都道府県知事 の指定した養成施設 士法第四十条第 介護福祉士資: 又は当該フ 格を取得することを目的 二項第一号に規定する文部 (以 下 「介護福 イ リピン 祉 協定 士 養 П 成 上書 科学大臣 て、 施設 フ お イ 7 IJ

お 1 て介護 福 祉 士 とし て必要な 知 識 及 び 技 能 を修 得 す Ź 活 動

十三 偶 に基づき看護! 者又は子として行う日常的 経 済 上 師 \mathcal{O} کے 連 L 携 て に の業務 関 する に従事する活動 日 な 活 本国 動 とフィ リピ を指 ン 定され 共 和 玉 て在留する者と同居 لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 協定 (以下 ーフ イリピ か つ、 そ ン協定」 の扶養を受ける配 という。

十 居 应 カゝ フィリピン協定 つ、 その 扶 養 を受け に基づき介護福 る配 偶 者 文は 祉士として介護 子として行う日 等の 常: 業務に従事 的 な 活 動 する活動を指定されて在留する者と同

二十五 入院 \mathcal{O} 前後に当該 本邦に 相当期間 疾病 又 滞 は 在 傷 L て、 害につい 病院 て継 又は診 続 L 療所に入院し て 医療を受け 疾病 る 活 又は傷害につい 動 て医療を受ける活動及 び 該

二十六 る活 動 文は 前号に掲げる活 報酬を受け る 動を指定されて在留する者の 活 動を除く。 日常生活上の世話をする活動 、収入を伴う事業を運

十七 を目的 間 の修得 通報 に基 師 士 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 監 づく 雇 入国及び 督 た本邦 平 用 をする活 として、 契約 の下 書 成二十四年 面 で看 に基づき当該べ \mathcal{O} 以 べ 時的 動 公 護 トナム交換 私 又 下 は 師 な滞在に 四月十八 \mathcal{O} 「ベトナ 当該 機 として必要な知識及び 関 ベ (以 下 トナム交換公文 トナム交換公文書面 公文1注 関する書簡 日にベトナム社会主 ム交換公文書 「べ \vdash 釈 の規定に基づき日本国 ナ のうち日本 ム交換公文研 面」とい 書 技能 面 に 義 に係る研修として当該 12 おい う。 お 側 共 į١ 書 和 てその てその 簡 修 国 によ 機 政 (以 下 関 府との間 者に 者に 政 り 以府がべ という。 通報され つい ついて指定された本 トナム交換公文」という。) で交換が完了し トナム社 機 て指定され)によ た者が 関 の業務に いり受け 会主義 た施 看護. した看護な 従事 設 邦 入 共 師 免許 す 和国 内 \mathcal{O} れ 公私 師 る に 5 を受け 及び介書 活 政 お れ い \mathcal{O} 7 府 機 に 5 行 関 Š 対 護 る \mathcal{O} との 規 L 知 福 識 7 祉

ム交換 公 文研 1 ナ 修 7 修機関に、 交換 公文書面 より受け に より 入れられて行う知識 通報され た者が、 \mathcal{O} 介護 修得をする活 福 祉士資格を取 動 又は当該ベトナム交換 得することを目的 公文書面 て、 1 お ナ

す

能 てその者につい てその者について指定され に係る研修として当該機関 て指定され た施 た 本 の業務に従事する活 設 邦 內 \mathcal{O} 公私 に な \mathcal{O} 1 機 て、 関 との 介護 動 間 福 祉 \mathcal{O} 士 雇 \mathcal{O} 用契約に基づき当該べ 監督の下で介護福祉士として必要な知 トナム交換公文書 識 面 び お 技

一十九 ベトナム交換公文書面により通報された者が、 てその者について指定された介護福祉士養成施設において介護福祉士として必要な知識! ム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識 の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面 介護福祉士資格を取得することを目的 及び技能 とし こて、ベ を修 に 1 お ナ

三十 つ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的 ベ トナ ム交換公文に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定され な活 て在留する者と同 居 カン

三十一(ベトナム交換公文に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と 同居し、 かつ、 その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的 な活 動

三十二 本邦の公私の機関が策定し、 関との する告示 雇用契約に基づいて建設業務に従事する活 (平成二十六年国 土交通省告示第八百二十二号) 国土交通大臣が認定した適正監理計 動 にいう適正監理 画 計画 (外国 を 人建設就労者受入事 う。)に基づき、 業

三十三 の契約 ずれ に カン 高 基づい . の活 度専門職 動 外国 日本人が従事する場合に受ける報酬 人 の配 偶者 (当該高度専門職 外 国 と同 人と同 [等額以-居する者に限 上の報酬を受けて行う別表第五 る。 が、 本 邦 \mathcal{O} 公 私 \mathcal{O} 掲 機 げ 関

三十三の二 上 報 幗 限 を受けて行う別表第五 高 度専 が、 菛 本 職 邦 外 \mathcal{O} 国 公私 人であって第二号 \mathcal{O} の二に掲げるい 機関との契約 \mathcal{O} ず に 兀 ħ 基づいて、 1 か に該当する者 (T) 活 動 日本人が従事 の配 温 者 する場合に受ける報 (当該 高 度専門職 外 陋 国 と同 人 を同 居す

当 配 配 国 偶 偶 兀 者 者 人 高 若 \mathcal{O} \mathcal{O} 度 高 うち 父若 専 度専 < 菛 門 1 L は 職 Š ず 妊 職 外 は 娠 れ 玉 外 母 中 カン 玉 人 又 0 若 \mathcal{O} 人 当該: は 父 L 申 又 当 < は 該 は 高 請 母 度 そ 高 \mathcal{O} 専門 度専 時 \mathcal{O} に 限 配 点 **菛**職 職外 る。 偶 に 者 お 外 玉 \mathcal{O} 11 とし て、 玉 七 人 人 12 歳 \mathcal{O} 世 て行う日常的 対 未 配 l 満 帯 偶者の 介 \mathcal{O} 年 助 子 収 を が 家事そ 父若しく 養 八 な活 育 百 万 円 動 \mathcal{O} は 他 又 以 は 母 \mathcal{O} 上 当該 必 \mathcal{O} 当 要な支援をする当 者 該 に 高 度 高 限 度専 専 る。 門 門 職 と同 職 外 外 玉 玉 該 居 人 高 人 \mathcal{O} 及 度 妊 専 び 娠 カン 菛 そ 中 <u>つ</u> 職 \mathcal{O}

三十 造 する 正 船 監 五. 業務に 告示 理 計 本 邦 画 平 従 \mathcal{O} 成 同 事 公 すする <u>一</u>十 告 私 示 \mathcal{O} 六 機 活 に 年 関 動 11 う企 国 が 土 策 業単 交通 定 Ļ 省告示第千 独 型 玉 |土交通 適 正 監 大臣 理 百 計 九 + が 画 -九号) を 認 定し 1 · う。 にいう適 た適 に基づい 正監 正 理 き、 監 計 理 画 当 計 外 該 画 機 を 玉 関 1 人 う。 造 との 船 雇 就 労者 又は 用 契 約 企 受 業単 に 入 基 事 独 業 型 に 関 7 適

三十六 特定 大臣 究 関 0 \mathcal{O} が :指定す 指 又 分 本 導若 野 邦 は にこ 高 \mathcal{O} くるも 等 . 関 公 l 関する研究 Š 専門学 私 のに限 は \mathcal{O} 機 教 育 校に 究 関 る。 。 と関 別 お 研 表 連する事 究 1 との てする \mathcal{O} 第六に掲)指導若, 契 約 業を自ら経営す ŧ L 12 げ \mathcal{O} Š <u>.</u> 基 に る は教育をする活動 要件 限 づ る。 1 て当 0 V) 又は ずれに る活 該 機 当該 関 動 も該当す \mathcal{O} 施 活 教 設 動 を併 育に 12 る事業活 お せ 0 1 て当 て高 ****\ 7 動 該 は 度 を行っ 特 \mathcal{O} 大学若 専門 定の う 機関 分 的 i 野 知 Š 識 に で はこれ 関 あ を す 必 0 要と て、 Ź に 研 する 準 ず

三十 機 れ 六十 関 関 ic 七 ŧ に \mathcal{O} 又 該当する事業活 事 は 年 派 别 法 業所 遣さ 表第 知 律 識 を れ 第 七 (当該: 要す 12 る場合に 八 十八 掲 Ź 機 げ 号。 関 動 る 情 要件 あ か を行う機関 報 処 0 以下 ら労働者 7 理 \mathcal{O} は、 1 情 労働 ず 当 n 派 で 報 者 該 遣 あ 処 に って、 他 派 理 事 も該当する者 業 遣 \mathcal{O} \mathcal{O} 促 機 法 \mathcal{O} 進 関 適 法務大臣 に という。 正 \mathcal{O} 事 な 関する法 業 運 が 営 が 所 指 本 \mathcal{O} 定 第二 律 確 邦 12 する 保 お \mathcal{O} 昭 条第二号に規定す 及 1 公 T 和 ŧ て自然科学 私 匹 派 \mathcal{O} \mathcal{O} 干 遣 に 機 労働 五 関 限 年 る。 者 又 別 法 は 律 表 \mathcal{O} 第九十 保護 との 第 る派 人 文 八 科学 造労働 等 12 契 号) 約 撂 12 関 \mathcal{O} げ に 第二条 分 野 基 る 者とし す Ź 一 が 要件 法 属 7 律 7 \mathcal{O} 他 1 す 該 昭 ず 項 \mathcal{O}

規 定する情 報処理 を いう。 以下同 ľ に係る業務に従 事する活 動

三十八 常的 にな活動 第三十六号又は前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日

三十九 者の扶養を受けていた者であって、 けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母 な活 第三十六号又は第三十七号に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、 当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。)として行う日 (外国において当該在留する者と同居し、 カゝ つ、 その者 かつ、 \mathcal{O} 扶養 を受

四十 その他これらに類似する活 次 のい ずれにも該当する十八歳以上の者が、 動 本邦におい て — 年を超えない期間 滞在 して行う観光、 保養

地 定する一般 政 ことなく、 ようとするものについて、 域 区画をいう。 我が国 その国又は地 地域に 期滞在· の一般旅券を所持する者の全てについて査証の取得を勧奨する措置をとっている場合を除く。 が、 その国又は地域 旅 査証免除国」という。)のうち、 あっては当該 法令、 券に相当するものをいう。 以下この号イにおいて同じ 域が発行する一般旅券 国際約束又は日本国政府が外国 地 日本国領事官等の査証を必要としないこととしてい (法第二条第五号口 域の居住者にのみ発行される旅券を所持する者をいう。 以下同じ。 (旅券法 ° 別表第九に掲げるものの国籍者等であること。 の地 の国籍者等 (昭和二十六年法律第二百六十七号))を所持 域及び国から旅券を発行する権限を付与されてい 「政府に対して行った通告により、 Ļ (国にあってはその国 観光その他の る国又は地域 目的で本邦 $\overline{\mathcal{O}}$ 以下同 旅行 国籍を有する者を 第二条第二号に規 12 形態を限 短期間 じ。)で (その国 滞 定する あ 在 0

請 配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあっては、 \mathcal{O} 時 点に . お い て、 申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して三千万円 以

口

万円以上)であること。

兀 几 兀 + 該機 当す \mathcal{O} \Diamond 12 (ただし、 語 個 関 \mathcal{O} るもの あることを要 技 関 を習得する活 する告示 人 本 八又は団 別表第 術 \mathcal{O} 本邦の 前号に 邦 外国 及び 12 本号に掲げる活動を指定されて本邦 が お 体 十に掲げる に 公 掲 知 け 平 私 識 . あ る滞 か 本 げ ĺ る事業 を身 成 邦 ら本号に規定する活動 る 動を含む。 \mathcal{O} 機 な 活 在 12 十八 に 業 関 動 中に お 要件 付 所 が (1 を指定されて在留す 策定 · 死 亡 年 け \mathcal{O} て一年を超えな るため、 職 経済産業省告示 \mathcal{O} V) 員 Ę 並 Ļ 日本文化及び ずれにも該当する者 が びにこれ 経済産業 負 ら傷 当該機 当該 動の円滑 Ļ 5 機 1 日本国 関 第四 大臣 る者 \mathcal{O} 関 期 又は 間 活 に在留する期間 な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境 が \mathcal{O} · 当 該 に同 + が 滞 動 本 疾 を行う :認定し に 邦 在 病 国に 号) お が に して行う観 に 行する配 け 罹 お ため 設け にい る 一 本邦 た製造特定 患 け る L 、う製造 うる生産: 般的 12 生 偶者 た場合に に必要な資金を補 が通算して三年を超えた日以後 産 光 お であ 拠 な生活様 1 て通算 点 施 特 活 保養その 設に 12 定 動 0 お て、 活 計 け お 式 お Ź して五年を超 動 1 画 \mathcal{O} 他こ 保 7 同 1 計 | 号イ (製造業 製造 て中 険 う 理解を目的 画 ため ħ を に 業務 らに いう。 心 及 加 的 入 必 外 び 要な範 えない 国 ĺ な役割を果た 類 12 従 0 従業員受入 似 7 とする活 は 事 12 す 1 期間 ること。 する ずれ 基 る 用 当 該 づ 活 内 き 活 動 0 す 環 下 特 ŧ 動 定 業 た 日 で 該

活 + お 備動 应 て当 年経 行 る貿易そ 計 為 画 経 を行 該 済産 済産 同 起 業省 業準 う活 告 業 \mathcal{O} 他 示 大 告 備 動 12 臣 \mathcal{O} 示 事 及 1 が 活 う起業 第二百 業 認 び 動 当 計 定 \mathcal{O} 該 経 画 L 営を に係る 準 五 た 活 動 備 外国 十六号)にい 開 活動 に る貿易その 附 始 人起業活 計 随 L た後引き続き当該 画 て行う を う外国 他 動 1 管理· . う。 0 報 事 支援 栅 業 人起業活 を受け \mathcal{O} 0 経営を開始 確認を受け 計 事 画 ·業 の Ś 動 活 管 外 動 経 理 玉 営を行 た者 支援 又 す 人起 るため は 行 が 計 業 本 う活 邦 画 活 に に必 を 動 一年を超ら 動 お 促 1 要な事 う。 1 進 風 . て 当 事 業 俗 え 該起 業 営業 に な に . 基 づ 関 所 1 活 期 \mathcal{O} す き、 進 確 間 る告 動 を除 備 保 で、 そ 起 活 示 \mathcal{O} 本 業 動 邦 他 進 亚 成 画 \mathcal{O}

几

を受け

うる活動

風

俗営業活

動

を除く。

兀 兀 に基 + 疎通を要する業務 五 づい (に従事するものを除く。) 别 前号に掲 て、 表第十一 当該 げ に掲 る活 機関 に従事するものを含み、 の常勤 げる要件の 動を指定されて在留する者の扶養を受け の職員として行う当該機関の業務に従事する活動 **\ ずれにも 風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされてい 該当する者 ち が、 、 法 る配 務大臣 偶 者又は子として行う日常 が指定する本邦の (日本語 公私 を用 1 \mathcal{O} 機 た円滑 的 関 な との な意思 契約

几 十七 前号に掲げ る活 動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日 常 的 な

兀 + 八 及び 四十九 削除

導に従事する活

動

五. + 別表第-十二に掲げ る要件の 7 ずれにも該当する者が、 本邦の公私 の機関との 契約 に基づい てスキ \mathcal{O} 指

五.十 動 及び本邦において貿易その他 次の 1 |の事 業の

8 必要な範 (以下この号において「起業準備活動」 囲 ずれにも該当する十八歳以上の者が本 内 \mathcal{O} 報酬、 を受ける活動並 経営を開始するために必要な事業所の確保そ びに起業準備活 という。 邦 並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補 動 において二年を超え E 附随 て行う報酬を受ける活 ない 期間 0 滞在 他 動 \mathcal{O} して行う、 準 (風 備行 俗 営業 為 を行 就 活 職 うた 動 活 動

除く。

イ 与されたこれに相当する学位を含む。) を授与された日から五年を経過してい 位 上 位 申 (学位規 百 位 請 \mathcal{O} までに掲げられ 時 点に 則 昭 お 和二十八年文部省令第九号) 1 て、 別 ている大学を卒業 表第十三に掲げる指標 第五条 又は (V) その大学の大学院 の二に規定する専門職学位をい ず ħ ŧ 直 近 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 課程 に 限 を修了 る。 ないこと。 了して学位又 のうち二以 玉 は 上 に 専 に お 門 お 職 7 学 7

五 口 申 請 前号に掲げる活 0 時点に おい て、 動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的 申 請 人の預貯金の 額が 日 本円に換算 して二十万円以 上であること。 な活

五. 約に基 十 三 動又は (本邦に入国しなけ づ 外国にある者に対 次 V \mathcal{O} て、 7 ずれ 本邦 12 れ に も該当する者が、 ば お Ĺ 提供又は販売等できないものを除 į, て情報通 情報通信技術を用 信技術 外国 を用 \mathcal{O} 法令に準 11 1 て当 て役務を有償で提 該 拠 寸 して設立され 体 く。 \mathcal{O} 外 玉 供 に . た 法: ある事業所に 人その 若しくは物品等を販売等する 他 お \mathcal{O} 外 ける業務 国 \mathcal{O} 寸 12 体 との 従 事 す 雇 る活 用 契

月 本邦に上陸する年 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 全てにお \mathcal{O} 1 一月一日から十二月三十一日までのいずれ て、 本邦での本号に規定する活動を指定され かの日におい て滞在する期 て開 始 間 Ļ が が六か月 又は終了する十 を超 え

口 ち、 くは 和三十七年政令第二百二十七号)第二条において指定する外国であり、 昭 我が 締約者又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 和 別表第十四に掲げるもの 四十 玉 が 匹 租 年法律第四十六号)第二条第一号に規定する租税条約をいう。 一税条約 (租税条約等の実施に伴う所得税法、 の国籍者等であること。 法人税法及び地 かつ、 方税法 を締 短期滞 結 \mathcal{O} 特 してい 在 例 等に 査 証 る 関 免 施 締 除 行令 する 約 玉 玉 法 \mathcal{O} 韶 う 律

ハ 申請の時点において、年収が千万円以上であること。

五十五 五. + が、 能 炖 \mathcal{O} 項の 属 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的 本 す 邦における滞 別表第十六に掲げる要件のいずれにも該当する者が、 短 る技能を要する業務に従事する活動を行うことを目的として、 下欄第 期 滞 在 査 号に係るものに限る。)の在留資格への変更を受け、 証 在中に死亡し、 免 除 国 のうち、 負傷し、 別表第十五に掲げるものの国 又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。 法別表第一 籍者等であって、 の二の表の特定技 この号に 特定産業分野である自 掲げる活動 前 号 能 ニに該当する を安定 同 動 な 車 表 活 的 \mathcal{O} 運 動 送 特 カン 業分 定技 0 円

に行うことができるようにするための職業生活上、

日常生活上又は社会生活上の支援の

実施

に関

する

送業準 る契約 指導 許を受けるため 基づく支援を受けることが 定する指 は あ 宗客自動 自 を受けること並 備 て、 動 (以下「特定自 車 墳 雇 法 運送業 監 車 用 督 運送 契約 務 É 大 事業運 自 分野 臣 同 及 動 び 規 が てバ 車 12 に 則 别 動 そ -教習 第三十 属 同 輸 車 に \mathcal{O} 定 す 規 運送業準備雇用契約」という。 規 できる環境の下で、 相手方となる本邦の公私の機関 劐 則 めるところによ 所に る技能を要する業務 第三十八条第二項に規定する適 八条第二項に規定する 、昭和三十一年運輸省令第四 お 1 て自動 り 車 作 法務大臣 \mathcal{O} に 運 成 付 転 Ļ 特別 随 に 関 す が か る業 指定する本 な指導 する教習を受け つ、 の基準に適合するも であって、 十四号) 務 導並び 法 性診断を受けることを含む。 に 務 大臣 従 第三十八条第 事 に同 邦 する活 法 \mathcal{O} が る活 務大 規 公 别 萴 私 に 第三十 動 臣 定 \mathcal{O} のに 文は が 機 8 る基 別 関 、基づ、 項及び 凣 と締結 別表第十 に 条第 定 準 き、 8 に適 五. 第三十 る す 講習 Ł 項 特 る 合 を受け、 に掲 に 定 す 雇 規 九 及 自 Ź 用 び げ 条 定 動 に ŧ る免 する 指 関 に 車 \mathcal{O} 墳 運 す 規

別表第一

- 日本国政府が接受した外交官又は領事官
- 条約 又 には 玉 際 慣 行 12 ょ り 外交使 節 と同 様 \mathcal{O} 特 権 及 Ű 免除 を受け る者
- 申 請 人 以 外 に 家 事 使 用 人 を 雇 用 L 7 1 な 7 日 本 玉 政 府 \mathcal{O} 承 認 L た外 玉 政 府 又 は 玉 際 機 関 \mathcal{O} 公務 従 す

る者

外交官及

CK

領

事

官

を

除

\bar{\circ}{\cir

- 几 五. 申 申 請 請 人以 人以 外 外 に 12 家 家 事 事 使 使 用 用 人 人 を を 雇 雇用 用 L L 7 7 1 1 な な 1 1 台 駐 日 湾 パ 日 本 レ 関 ス チ 係 ナ 協 総代 会 \mathcal{O} 表 本 部 邦 \mathcal{O} \mathcal{O} 代 事 務 表 所 \mathcal{O} 代 表 又 は 副 代 表
- 軍 協 力及 昭 申 請 和 \mathcal{O} び安安 人以 地 位 全保 外 12 五. 年 関 に 家事 条 する 障 約 条 第 約 協 使 七号) 用 定 第六条に基 人 (昭 を 和二十 第 雇 用 条 づく L 九年条: 7 施 a 1 設 な 及 約第十二号) に規定す 1 U 少 佐 区 域 以 うる合衆[並 上 び \mathcal{O} 第 階 に 級 玉 日 条 軍 本 に 玉 隊 あ に る \mathcal{O} e 構 お 日 に 成 け 本 る合衆 規 員 玉 定す ヒとア 文は Ź メ 日 玉 本 IJ 玉 軍 際 玉 隊 力 合 連 12 \mathcal{O} 合 地 衆 お 位 玉 \mathcal{O} け る 軍 12 لح 隊 玉 関 \mathcal{O} 際 \mathcal{O} す 間 Ź 連 構 \mathcal{O} 合 協 相 成 員 定 互.

別 表第二

るも

- 又は 申 協病気等に 請 \mathcal{O} 人以 外 に に家事 より 日 使用 常 の家 人 んを雇用 事 に従事することができな L てい ない高 度専 門職 11 配偶 外国 者を有 一人で、 申 請 の時 か つ、 点に 世 お 帯年収が いて、 ~千万 十三歳未 円 以 上であ 満 \mathcal{O} 子
- る事 日 常 申 業所の · 請 $\overset{\cdot}{\mathcal{O}}$ 家事 人以 外に家事 に従事することができな 長又はこ 使用 れに 準ずる地 人を雇用してい 位 にあ 1 配 る者 ない法別 偶者を有するも で、 表第 申 請 \mathcal{O} の二の 時 \mathcal{O} 点に お 表 の経営 7 て、 十三歳. 管 理 未満 $\overline{\mathcal{O}}$ 在留資格 \mathcal{O} 子 又は をもって 病 気等 在 ょ 留 す
- 三 留する事務 より日 申 請 常の家事 人以 外に 所の長又はこれに準ずる地位にある者で、 家事使用 に従事することができない配偶者を有するも 人を雇用してい な 1 法別表第 申請 の <u>ニ</u> の \mathcal{O} 詩点 表 に \mathcal{O} お 法 1 律 ·会計業務 十三歳未満 \mathcal{O} 在 留資格 \mathcal{O} 子又は病気等に を もつ 7 在

別 表

- ワ] キング • ホリデー 查証 \mathcal{O} 申 請時に台湾の居住者であること。
- ワ] キン グ ホリデ 査 証 \mathcal{O} 申 請 時 \bigcirc 年 齢 が + 八 歳以上三十歳以下であること。
- 三 年を超えない ·期間 本邦に おいて主とし て休暇を過ごす意図を有すること。
- 兀 以前 にワ 丰 ング • ホ リデ 查証 \mathcal{O} 発給、 を受け てい ないこと。
- 五 被扶 養者を同伴し ないこと(当該被扶養者に査 証 が 発給されている場合を除く。
- 六 台湾 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る 機関が発行した法第二条第五号 口 に該当する旅券を所持していること。
- 七 台湾 に戻るため 0 旅 行切 .符又は当該切符を購入するための十分な資金を所持していること。
- 健 本邦 康 であ 12 おける滞 り、 健 全 在 一な経歴 \mathcal{O} 当初 を有 \mathcal{O} 期間 に生 か つ、 計を維持するため 犯罪歴を有し ないこと。 \mathcal{O} 十分な資金を所持し ていること。

本 邦 に おける滞在中に死亡し、 負傷し、 又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

別表第四

- 当該者に対しその在留期間中の住居の提供その他必要な支援を行う体制を整備していること
- 当該者の出入国及び在留に係る十分な管理を行う体制を整備していること
- 当 該事業において当該者が講義を行う場所、 期間及び報酬を明確に定めていること

別表第五

- 一 研究を行う業務に従事する活動
- る教育機関において語学教育その他の教育をする活動 等学校、 本邦の 小学校 中等教育学校、 (義務教育学校の前 特別支援学校、 期課程を含む。)、 専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ず 中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。) 高
- 三 自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基 及び興行の項の下欄 有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動 に掲げる活動を除く。 (法別表第一の二の表の研究の項 教育 7の項 一盤を
- 几 興行に係る活動以 外 の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの
- イ 商品又は事業の宣伝に係る活動
- 口 放送番組 組 (有線放送番組を含む。) 又は映画の製作に係る活動
- ハ 商業用写真の撮影に係る活動
- 二 商業用のレコー K ビデオテープその他の記 録媒体に録音又は録画を行う

別表第五の二

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、 研究の指導又は教育をする活動

収 を除く。) 入を伴う音楽、 美術、 文学その 他 の芸術 上 \mathcal{O} 活 動 (法別 表第 の 二 0) 表 0 興 行 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 下 欄 に 掲 げ る活

 \equiv 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他 の宗教上 \mathcal{O} 活 動

几 国の報道機関と の契約に基づいて行う取材その他 0 報道上 \mathcal{O} 活 動

五 研究を行う業務に従事する活動

る教育機関に 等学校、 本邦の 小学校 中等教育学校、 お いて語学教育その他の教育をする活 (義務教育学校の前期課程を含む。)、 特別支援学校、 専修学校又は各種学校若しくは設備及び 動 中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。) の編制に に関してこれ

七 及び報道の項並びに法別表第一の二の表の研究の項、 有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動 自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国 教育 の項及び興行の項の下欄に掲げる活動 (法別表第一の一の表の教授 の項 の文化に基 芸術 を除 \mathcal{O} 盤 を 項

八 興行に係る活動以 外 の芸能活動で次に掲 げるも O0 V) ずれ、 かに該当するも

イ 商品又は事業の宣伝に係る活動

口 放送番. 組 (有線: 放 ※送番 組 を含む。 又 は 映 画 \mathcal{O} 製作に係 る 活 動

ハ 商業用写真の撮影に係る活動

商 業用 \mathcal{O} レ コ ド ビデオテープその 他 の記 録媒体に録音又は 録 画を行う活動

九 事 する活動 本 邦の公私 で次 \mathcal{O} に掲 機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務 げるもの \mathcal{O} いずれかに 該当するも に従

1 料理 \mathcal{O} 調 理又は 食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国にお いて特殊なものを要する業

務(リに掲げるものを除く。)に従事する活動

- 口 外国 特 有 \mathcal{O} 建築又は土木に係る技能 を要する業務に従事する活
- 外国に特有の製品 の製造又は修理に係る技能を要する業務に従事する活動
- = 宝石、 貴金属又は 毛皮の加工に係る技能を要する業務に従事する活
- ホ 動物の調教に係る技能を要する業務に従事する活動
- 能を要する業務に従 石油探 査 一のため \mathcal{O} 海底! 事する活動 湿期、 地熱開発 のための 掘削又は海 底鉱物! 探 査 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 海 底地質調 査 係 る技
- 1 定する航空運送事業 航空機 の操 縦 に係る技能について、 \mathcal{O} 用に供する航空機に乗 航空法 り組 (昭和二十七年法律第二百三十一号) んで操縦者としての業務に従事する活動 第二条第十八項 Œ

規

- チ スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する活動
- IJ ぶどう酒の品質 の鑑定、 評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能を要する業務に従事する活

別表第六

- のであること。 高度な専門的 知識を必要とする特定の分野に関する研究 (以 下 「特定研究」 という。 を目的とするも
- 設備その他 特定研究を行う本邦 \mathcal{O} 研究体質 制 の公私 を整 備 の機関 して行うものであること。 (以 下 「特定研究機関」 という。) が、 当該特定研究に必要な施 設、
- 三 関連する産業に係る事業活動に現に利用され、 特定研究 の成果が、 当該: 特定研究機関若しくはこれと連携する他 又は当該利用が相当程度見込まれるものであること。 の機関の行う特定研究若しくはこれに
- 別表第七 兀 申 請 人の 在留に係る十分な管理体制を整備 して行うものであること。

業務 合格し又は資格を有している場合は、 従 の在留資格に係 申請 事 する業務 人 が 出 入国 に っい |管理及 る基準 て、 次 の特例を定める件 び 難民 \mathcal{O} **\ ずれ 認定法第七条第一 この限りでない。 かに該当し、 (平成二十五年法務省告示第四 これに必要な技術 項第二号の基準を定める省令の 又は 知識 百三十七号) を修 技術 得 していること。 人文知 に定 める試 識 験 玉 際

イ 当該 技術若 しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、 又はこれと同等以上の教育を受けた

口 る。 件を定める件 玉 |管理及び 当該技術又は) したこと。 難民認 (平成二十三年法務省告示第三百三十号) の二のイ又はロの 知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了 定 法第七条第一 項第二号の基準を定め る省令 の専修学校 いずれかに該当する場合に \mathcal{O} 専門課程 (当該修了 \mathcal{O} 修 了 に関 関 す 出 る . 限 要 入

課 十年以上の実務経験 程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。 (大学、 高等専門学校、 高等学校、 中等教育学校 0 後期課品 を有すること。 程 又は専修学 校 \mathcal{O} 専 菛

日 本人 が従事する場合に受ける報酬と同 医等額以-上の報酬を受けること。

別 表第八

定する労働 情 報処 理 に関 者 派遣 する産業に属するもの 事業に係るものを含む。 (情 以下 報処理に係る業務について行う労働者派遣法第二条第1 情 報 処理事業活動等」という。) であること。 規

は、 関する外国 情報処理 |該情 労働 者 報 事業活動等を行う本邦の公私の機関 派遣法第三十条の二第一 人の 処 理事業等機関が労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主である場合に) 技術 又は知識を活用するために必要な施設、 項に規定する派遣先が当該事業体制を整備するように必要な措 (以 下 「情報処理事業等機関」という。 設備その他の事業体制を整備して行う が、 情報 置 あ 処 もの を講 理 7 に

じて行うもの)であること。

 \equiv 申 請 \mathcal{O} 在留に係る十分な管理体制を整備 て行うものであること。

別表第九

共和 共 和 ツ連 ス 連 ルラン 北 公国 国 ビア共和 エル アイスランド 玉 マケドニア 邦共 邦、 サ IJ 玉 玉 ル 1 ド イスラ 和国 -連合王 ル スウェ ブルネイ・ 玉 ア 7 ド バドス、 ル 共 工 ア タ タイ王国 ル 共] 共 和国 共 共 国 ル 和 ドミニカ共 和 玉 デン王国、 玉 和 和 クロ ダル 玉 ハン 玉 国 キプロ アイ イタリア共和日 オー サラー ガリー、 大韓民国 アチア IJ 7 和 ル Ĺ ランド、 国 ス スペイン王 テ ストラリア連邦、 ーシア、 ム 国、 共 共 ンシ 和国、 和国 フィンランド共和 トルコ共和 チェコ共 国 ユ べ アメリカ合衆国、 タイン公国 メキシ ルギー王国、 国 イン ギリシャ共和 コスタリカ ド 国 和 スリナム コ合衆国 オー 玉 ネシア共 ニュ 国 共 チ ストリア共 ル ポー 和国、 ージーランド、 共 国 ュニジア共和] ブラジ 和国、 和国 アラブ首長国 モーリシャ マニア、 ランド共 グアテマラ共和国 サンマリ スロバ ル連邦共 ウル 和 玉 ルクセンブル 和 玉 グアイ東方共 ス 共 キア共和 ノル ノ共 連 玉 オランダ チリ共 邦、 和 和 和 ポ 国 ウ 玉 国 アル エ ル 和 国 王 1] グレ フランス ク大公国 モナ ゼンチ ガル共 王 国 玉 和 シンガポ 国、 スロベ 国 コ トブ デンマ 力 公国、 パ 共 タ 和 工 ナマ リテン及び ニア共 共 国 和 ス] 1 レ 和 玉 ル ル ラ 共 ク 王 共 玉 ニア 玉 ホ トビ ンジ \vdash ブル 和 和 和 主 アン 国 共 玉 玉 カナ 玉 ガリ 玉 ア 北 和 ドラ アイ ラス ド セ ス 国 和和 1

別表第十

湾、

香

港

マカオ

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

日本人 本籍を有したことがあるものの実子の実子を除く。 \mathcal{O} 子 とし 7 出 生した者の実子の実子 (日本人の子として出生した者でか つて日本国民として本

口 日 本人の子として出 生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるも 0 \mathcal{O} 実子 O実

子の実子(イに該当する者を除く。)

申 請 時の年齢 が十八歳以上三十五歳以下であること。

 \equiv 帰 国のための旅行 切符又は当該切符を購入するための十分な資金を所持していること。

五 健康であること。

几

申

請の

時点におい

て、

本邦における滞在中、

独立の生計を営むことができると見込まれること。

六素行が善良であること。

ことができる能力を有していることを試験により証明され、 いたときの活動を通じて日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められてい て三年を超えて本邦に在留することとなる場合は、 次のいずれ 本 邦における滞在中に死亡し、 かに該当していること。ただし、 負傷し、 又は疾病に罹患した場合における保険に加 申請 人が本則第四十三号に掲げる活動を指定されて、 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解する かつ、当該活動を指定されて本邦に在留して 入していること。 るこ 通 算

て — 申請時 いることを試験その他の方法により証明されていること。 年を超えて本 の年齢 が 邦に 十八歳以上三十歳以下である者が本則第四十三号に掲げる活動を指定されて、 在留することとなる場合は、 基本的, な 日本語 を理解することができる能力を有 通

口 語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。 イに規定する場合を除き、 申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下である者については、 基本 的 な 日 本

る 程 申 度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。 時 \mathcal{O} 年齢 が三十一歳以上三十五歳以下 である者については、 日常的な場面で使わ れる日· 本 語 をあ

九 をいう。 定 法 第七 証 明 条の二 が \mathcal{O} 地域社4 総数 第 (当 該· 項 **会** \mathcal{O} へ の 申 申 請 影響等の 請 をし \mathcal{O} あ た 0 観点から た 日 日 が \mathcal{O} 属 本 でする年 -則第四 法務大臣 \dot{O} 十三号に掲げる活動を指定され . が関 月 一 係 日 か 行政機関 ら十二月三十一 の長と協議して相当と認 日ま て交付 での 間 され に た在 める数を超 お け る 留 資 数

別表第十一

一次のいずれかに該当していること。

えたと認められる日の翌日までであること。

- 1 本邦の大学 (短期大学を除く。以下同じ。)を卒業して学位を授与されたこと。
- ロ 本邦の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。
- 専攻科 そ たこと。 行 期課程にあっては 0 本邦の 項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置 他学位規則 このうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一 カゝ 短期大学 つ、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格して、 (昭 (専門 和 修了した者)で、 二十八年文部省令第九号) 第六条第 職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校を卒業した者 大学設置基準 (昭和三十一年文部省令第二十八号) 第三 項に規定する文部 科学大臣 学士の学位を授与され (専門職-の定 める学: 定の 大学 十一条第 カ 修 学修 れ \mathcal{O} 前
- ラムの 臣 本邦の専修学校 . (T) \mathcal{O} 認定を受けたものに限る。 称号 認定に関 \mathcal{O})付与 の専門 する規 に 関する規程 程 課程の学科 (令和五年文部科学省告示第五十三号) (平成六年文部省告示第八)を修了 (専修学校の Ĺ 専修学校の 専門課程における外国 十四号) 専門課程の修了者に対する専門 第二条第 第三条の 人留学生キャリア形成 規定に 項の 規定に より、 高 士及び高 ょ り文部 度専 促 菛 進 度専 科学 プロ

することができること。

- 日本人が従事する場合に受ける報酬と同 . 等額以 上 の報酬を受けること。
- 三 を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。 日常的 な場面で使われる日本語に加え、 論理的にやや複雑 な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語
- 兀 規定する専修学校の専門課程の学科において修得した学修の成果等を活用するものと認められること。 本邦の大学、大学院、 短期大学、 高等専門学校、 第一号ハに規定する短期大学等の専攻科又は同号ニに

別表第十二

- 次のいずれかに該当すること。
- イ 公益社団 法 人日本プロスキー 教師協会 S I A が認定する次に掲げるいずれかの資格を有してい る
- アルペンスキ ステ ジ I
- アルペンスキ ステ ·ジ Ⅱ
- (4) (3) (2) (1) アルペンスキ アルペンスキ ステ ステ ジ İV İ

- 口 に関する資格を有 公益社団法 人日本プロ していること。 スキー 教師協会 S I A がイに掲げるものと同等以上と認めるスキー \mathcal{O}
- 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以 Ĺ の報酬を受けること。
- \equiv 十八歳以上であること。

別表第十三

ランキングス) クアクアレ リ • 干 ンズ社 (英国) が公表する世界大学ランキング(QS・ ワ] ル ド ユ ニバ] シティ

24

ランキング タイ ムズ 社 \widehat{T} (英国) Н Е ワ が 発行 ル けるタ ド ユ 1 = バ ムズ ・シテ • ハ 1 1 T ラン キン エ デ グ ユ ろ ケ シ 日 ン 誌 に お 1 て公表され る世 1界大学

シャンハ ランキ 1 ング・オブ・ ランキ ン グ ワ • コ ル ٠ ンサ ルタン ユニバーシティズ) シー (中国) が公表する世界大学学術ラン キ ング P カデミッ

別表第十四

ジル連 連邦 ニア共 共和 共和 国 ド ニア、 1 共 共 国 国 インドネシ スラン 和 邦 和 和 共 玉 オランダ王 ル 玉 玉 ク K 和 ガ セ ポ 1 セ 玉 共 ポ ア共 ンブル ル ル ル 和 ビア 1 フ コ 玉 ラ 共 玉 和 ガ ル ク大 和 共 ル 共 玉 ア 共 ス 玉 和 和 力 イル 公国 共 ウルグアイ東方共 和 玉 タ 玉 ニュ 和 玉 ランド、 タ ル 玉 スイス イ王 国 台湾、 ージーラン マレ ブ 、連邦、 国 カナダ、 ル ア グガリア -シア、 香港 メリ 大韓民] ド スウェ 和 力 共和 グレ メ 国 合 国 キシコ 丿 衆国、 ル 玉 1 エ ウ チェ ・デン王 ストニア共和国 合衆国 エ ブリテ ブ アラブ首 ル コ ネ 王 共 国 ン及び 国 1 和 ラト スペ 国 長国 ダルサ ハンガ イン チリ ピ 北 連 オ ア ア 邦、 ラー リー、 共和 共 1 王 和 玉 ル ス ラン トラ イ ム 国 玉 玉 ス ス フィンラン ラ K ij リト デン 口 べ Ź 連 工 バ ル キ ル アニア 7 合 連 ギ T 邦 王 玉 ド 共 ク王 玉] 1 共 王 共 和 オ タ 和 玉 和 玉 玉 ク] IJ 玉 玉 口 ス ポ F ア 1 T ス イツ IJ 共 ル T ラ 和

別表第十五

エル 公国 イスランド ナ F ル イスラ ・ニア 連 ド 共 共 王 ル 工 和 共 和 玉 ル 和 玉 国 玉 玉 ク アイ 丰 1 口 タリ ア プ オー チア 口 ル ア共和国 ランド、 ス ストラリア連邦、 共 共 和 和 国 玉 玉 アメリカ合衆国、 インド ギリシ コ スタリ オー ヤ ネシア共 共 力 和 共 ストリ 和 玉 和国 玉 アラブ ア共 グ T サンマリ テ 首長国 和 ウ マラ共和 国 ル グアイ東方共 連 オランダ 共 邦、 和 玉 ア 国 王 ル レ 玉 ゼ 和 シンガポ ンチ 玉 1 力 タ ブ エ IJ ス 共 テン 1 和 ル ル 玉 ニア 共 玉 及 和 国 び 共 カナ ア 北 和 ドラ スイ 玉

共和 ツ連 ビア共 和 1 ス 国 連 邦共 邦 国 IJ ル 和 ガリ サラ 和 ヒテンシュタイン公国 玉 ス ウェ レ 玉 ĺ] タ シア、 イ王 ム 国 ドミニカ デン フ 玉 インランド 王 メ ベ 牛 ル 共 大韓 玉 ギー 和 シコ合衆国 玉 民 ス 王国、 共 \sim 玉 和 1 ルー 1 国 チ ル ポ マニア、 コ 工 王 ブラジ コ モ 共 玉 1 ラ 共 和 IJ 玉 和 ス ド シ リナ ル ル 玉 クセ 連 ヤ 共 二 ス 和 邦 チ ユ A ンブル 共 ユニ 共 玉 共 和 ジー 和 和 ジア ポ 国 国 玉 ラ ク大公国 ル ンド、 モナコ 1 フランス共 共 ス ガル 和 口 バ 玉 共和 公国 キ ル チ ア 和 IJ 共 ソ 玉 ウ ラト 共 1 国 和 工 主] 和 ホ 玉 ・ビア シジ 玉 ブル 王 玉 玉 ス 共 ガ 台湾、 デン ユ 口 ラ IJ ベ 和 Ź = ス 玉 7 ア 共 共 香 7] 和 玉 共 IJ 和 ク 1 王 和 玉 玉 T バ 玉 玉 7 ブ = ル 力 7 ル T ル バ F オ セ タ ネ 共 ル

別表第十六

- 一十八歳以上であること。
- 一健康状態が良好であること。
- な相当 法別 ること。 要する技 1程度 表第 能 \mathcal{O} 知 の二の表の特定技能 \mathcal{O} 識 属する特定産業分野が自動 又 は経験を必要とする技能を有してい \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 下欄 車 第 運送業分野であるものに限 号に掲げ ることが る活 動 試 に 験そ お *(*) る。 \mathcal{O} て従事する業務 他 \mathcal{O} 次号におい 評 価方法により て同 (当該業務 Ü 証 明 E さ に 必要 お 7
- 兀 こと。 おいて従事 本 -邦での 生 する業務 活 に必 要 に必要な日本語 な 日 本 語 能 力及び法 能 力を有 別 表第 してい の <u>ニ</u> ることが \mathcal{O} 表 試験その の特. 定 技 他 能 \mathcal{O} \mathcal{O} 評 項 \mathcal{O} 価 方 下 法に 欄 第 ょ 号に り 証 明 掲 É げ れ Ź 活 動 に る
- 五. が \mathcal{O} 告示 出入 別 表第 国 で定める外 理 *の* 及 び 難 国 \mathcal{O} 表 政 民 府 \mathcal{O} 認定法第七 又 特定技能 は 地 域 条 第 \mathcal{O} (出 入 項 \mathcal{O} 八国管 下 項 欄 第二号の 理 第 及び 一号に掲 基準を定める省令 難民認定法施 げ る活 動 行令 \mathcal{O} 項 の 下 平 平 成二 成十 欄 第 年 年政令第百七十八号) 号ホに 法務省令第十 規定する法務 - 六号) 大臣 \mathcal{O} 表

六 本邦 特 定技 定め に在留 能 る地 L (法別· たことがある者にあ 域 をいう。 表第 *の* 第九 0 号に 表 \mathcal{O} お 0 特定技 7 1 、 て 同 は 当該在留資格をも ľ 能 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 権 下 -欄第 限 あ る機関 号に係る って在留 \mathcal{O} 発行 るも L た期間 のに限 した旅券を所持 る。 が >通算: の在記 L て五 していること。 留資格をもって 年に達してい

ないこと。

七 者が 行に 他 名 申 目 請人又はその かつ、 つ 特定自 \mathcal{O} 、て違約・ 締結されないことが見込まれること。 か ん 動 を問 金を定め 車 配 運 わず、 送業準 [偶者、 る契約その 金銭 直系若しくは同 備 雇用契 その 約に 他 他 一 の 財 \mathcal{O} 基 不当に金銭 一づく申る 居 産を管理され の親族その 請 その 人 \mathcal{O} 他 ず、 他 本]申請· 邦 \mathcal{O} かつ、 財 に 産 お 人と社会生活におい ける活 \mathcal{O} 移転 特定自動 動 を予定する契約 気に関連 車運送業準備 L て、 て密接な関係 保 が 締 雇 証 結 用 金 され 契約 \mathcal{O} を有 徴 収 \mathcal{O} お する 不 そ 蕿 \mathcal{O}

八 動 機 \mathcal{O} 申 関 -請人が 準備に関して外国 との 間で合意 特定自動 L 車運送業準備雇 ていること。 \mathcal{O} 機関に費用を支払っている場合にあっては、 用契約 の申込みの取次ぎ又は外国にお その額及び内訳を十分に理 ける本則第 五十五号に掲 解 Ü げ て当 る活

九 は 地 申 域に 請 お が いて遵守すべき手続が定められ 玉 「籍若し < は 住所を有する国 又 てい は 地 る場 域に 合にあっ お 1 て、 ては 申請 人が本 当該手続を経 邦で行う活動 てい ること。 に関 連 て当該 玉 又

当該 費用 食費、 費用 \mathcal{O} 対価として供与される食事、 居 \mathcal{O} 額 住 費その が 実費 に相当する額その 他 名 目 \mathcal{O} 1 カ W 住居そ を問 他 \mathcal{O} わ 適 ず \mathcal{O} 正 他 申 な額 の利 請 人 で が 益 定期に あ の内容を十分に理解 り、 負担 当該費用 する費用 \mathcal{O} 明 細 に した上で合意してお 書その 0 7 て、 他 当該申請 \mathcal{O} 書面 が り、 提 人が 示 さ か れる 当該

備 雇 労働 用 契約 者 を締 派 遣 結 てい 一条第一 ないこと。 号に規定する労働者派遣 の対象とすることを内容とする特定自 動 車 運 送

別表第十七

型自動車第二種免許若しくは同項の普通自動車第二種免許 同項の準中型自動車免許若しくは同項の普通自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、 同項の中型自動車免許、 同項の中

附則

この告示は、平成二年六月一日から施行する。